

## 平成 20 年度第二回入札監視委員会 議事録

平成 20 年 10 月 24 日

関東森林管理局 2 回第 3 小会議室

- 1 開 会
- 2 委員及び出席者の紹介
- 3 総務部長あいさつ

(総務部長挨拶)

新井委員長をはじめ入札監視委員会の先生方には、大変ご多忙な中ご足労賜り、また、日頃から、国有林の業務運営に一方ならぬご理解ご協力を賜り、この場をお借りして、御礼申し上げます。

本日の委員会では、H 2 0 年度第 1 四半期分の契約についてご審議いただきますが、総合評価落札方式の導入など制度面での変更があったことも踏まえて、資料を整えました。この後、分析内容等について事務局から説明しますので、よろしく願いいたします。

ご存知のように、9 月 1 7 日、東北局管内で支署長が事業発注に絡み収賄容疑で逮捕される事件が報道され、予定価格の漏洩や、落札者を事前に決めて O B を調整役としていた官製談合事件との指摘もされており、発注者綱紀保持委員会や入札監視委員会の重要性があらためて指摘されているところであります。

大きな不祥事があったことも踏まえて、来月に向け、発注者綱紀保持小委員会のメンバーが、重点的に各署等へ巡回点検に出向き、マニュアルの実施状況をチェックをするなど、発注事務に係る綱紀保持について、あらためて指導を強化する予定であり、各署で業者等への応接方法等を徹底して参りたいと考えております。

また、入札執行状況等に係わる、抜き打ち点検も予定しております。

今後も入札・契約事務を進めるに当たっては、国民に疑念を抱かれない毅然とした対応が重要であり、本委員会の重要性も益々高まっており、先生方には、今後とも厳正なチェックをお願いいたします。

それでは、お手元に準備した資料に基づき、説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

#### 4 委員長あいさつ

(新井委員長)

委員を代表致しまして一言ご挨拶申し上げます。

今回の委員会から本格的に一般競争入札、総合評価方式の審議となりますが、今まで以上の目線で審議できるか疑問でありますけれど、努力していかなければならないと思っております。

総務部長さんが言われたとおり、いろいろな点を考えなければなりません。今まで指名競争や随意契約に参加した方がどんな考え方で一般競争入札に参加されていくかの見極め、より良い方向付けをすることがこの委員会の責務ではないかと思えます。

#### 5 報告事項

(資料の説明)

(1) ～ (5) を資料により説明

(6-1) 総合評価入札方式による具体例の紹介

(経理課長)「参考資料-1」により説明

(新井委員)

入札の時に、評価順位の計算をするのですか。

(経理課長)

入札の時に、PC に評価点などを事前に入力し、入札価格を開札後に入力することで評価順位を計算しております。

(淵上委員)

作業的には今までの一般競争入札と比べて時間がかかりますか。

(経理課長)

技術評価点を事前に局の技術審査会で審査して、署等に評価点を通知しているが、この審査に所用の時間が必要になります。

(淵上委員)

技術評価というのは、案件により評価項目が違うのですか。

(経理課長)

簡易型 A、標準型については項目が増えますが、それら以外は評価項目は同じです。

(淵上委員)

評価項目の中で、数値で表せないものはないのですか。

(経理課長)

一番、評価が難しい項目は、様式6の施工計画の部分であります。申請していただいた施工計画については、それを実行することを前提に評価点数を付与します。

(室長)

今までの一般競争入札に比べて、技術提案書という分厚い資料を提出して頂きますので事業者の負担、また、審査する私どもの負担は大きくなっております。

ただ、入札金額だけでなく、社会的コストを含めた品質の確保という観点から、林野庁全体で総合落札方式を導入しているところであり、今のところは、特段の問題もなく進んでいます。

(淵上委員)

技術提案は、入札前に行われるのですか。

(室長)

技術提案は、入札の1週間程度前に技術点を局で審査し、署等での入札時には、事前に入力された評価点と開札後の入札額をPCに入力することで、落札者を決定する段取りとなっております。

(総務部長)

補足ですが、局に配置されている契約適正化専門官により算出した技術評価点を、技術審査委員会で審査を行い、入札の1週間前くらいに各署等へ通知いたします。

この点数を基に各署において入札が行われる体制となっております。

(新井委員長)

公共事業については、国でも県でもこの総合評価方式を導入しているのですか。

(総務部長)

国交省等と横並びで実施しています。

(新井委員長)

この総合評価落札方式の目的は、業者のレベルを上げて、良い物を造るということですか。

(室長)

総合評価方式は、会計法29条の6第2項の「性能と価格の相対評価」、閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針について」などにより、品質確保や談合防止の観点から導入されているところです。

(淵上委員)

業者の等級は、どの様に数値化され、どの様な違いが発生するのですか。

(治山課長)

個々の業者の等級については、今までどおり入札参加資格要件として工事ランクに応じた等級の業者が入札参加できることとしているところです。業者の等級は、総合評価の評価項目として点数に反映させていません。

(経理課長)

入札参加資格があることにより、標準点100が付与されます。

(高田委員)

技術提案書の作成は、大企業では、簡易に作成可能と考えますが、中小企業においては技術者も少なく難しいのではないですか。この場合、技術提案書を地域のコンサル会社に依頼することで、見た目だけは良い資料が作成され、高い評価点がでてくる様な弊害は考えられますか。

(整備課長)

技術評価で一番配点の高いのは施工計画であります。工事を請け負った場合、この提案内容を確実に履行していかなければならず、第三者が企業の能力とかけ離れた施工計画をつくることは難しいと考えております。

また、他の項目については、実績等を基に比較的、機械的に評価する内容ですので、第三者からアドバイスはもらえても、あまり反映できる項目ではないと考えています。

(高田委員)

技術審査資料のできばえにより評価点が変わってしまうような話を聞いたことがあるのですが。また、仮定の話ですが、提案された内容が履行されなかった場合は、どうなるのですか。

(治山課長)

契約書に提案された施工計画の内容を添付させて、履行してもらうこととなります。

もし、履行されない場合には、工事の成績評定において減点対象となり、次回の入札の時、工事实績の評価が下がる事となります。

(淵上委員)

技術審査資料の中に工事の工程が提出されておりますが、工事途中において検査等されることあるのですか。

(整備課長)

工事監督の中で当然チェックの対象となります。

(高田委員)

総合評価方式の導入にあたり、業界への説明等は、十分実施しているのですか。

(総務部長)

業界への説明は、実施しておりますし、HP を利用し、総合評価落札方式について揭示しております。

(高田委員)

今までの一般競争入札においては、単純に入札価格、入札者数等で審議していただけますが、総合評価方式の導入により、審議する視点、具体的に、どの様な審議をしてよいか全く分からない。この点が非常に課題であると考えています。

(石井委員)

総合評価が除算方式であり、評価点の割合が3割程度であれば、入札価格による比重も大きいことから、今までに近い審議方法でも良いと考えます。

(室長)

ご指摘いただいたとおり、林野庁で導入しましたのは除算方式であり、加算方式に比べ入札価格が落札決定要因として比較的強く働くことから、今まで同様、落札率、競争者数、工事グラフ等を利用し、複合的にご審議していただきたいと考えています。

また、今回、総合落札方式により、落札者の変動があった案件を2件ほど紹介させていただきましたが、まだ、総合評価方式については始まったばかりでございます。今後、この方式のデータを蓄積していく上で新たに審議すべき事項が分かれば幸いです。その時点で検討していきたいと考えております。

(石井委員)

制度の変更や事件の影響などがあり、現在の時点での比較は難しい面がありますが、入札に関する審議は、事業別、地区別に経緯的に見ていかないと分からないことがあります。

四半期別とか年度別に工事別、地域別にどれだけ差があるか等の数字を示して頂ければ視点が定まると思うのですが。

今回の資料のように非常に件数が多いと視点が定まりづらいので、時系列や市場別での振り分けにより問題点を探し出し審議した方が良いのではないかと考えます。

(室長)

私なりに時系列的に分析をしてみました。落札率全般については、95%以上の所謂高止まりという状態にはないと考えています。

競争性の確保という観点からは、工事については1者応札率が前回入札監視委員会で御審議頂いた第三四半期には13%のところ、今回は6%と半減しています。このことから、工事については競争性の確保がなされて来ていると考えています。造林・生産に

つきましては、入札方式に変更があり、前年との比較が妥当なのか疑問ではありますが、これについては、前年度に3割程度が1者応札であったところ、今期については1者応札が若干増えています。

この様に、落札率や1者応札率について時系列に見てみると、落札率については、大きな変化はなく高止まりではないと考えておりますし、工事の1者応札率については、半減していることから全体としての競争性は確保されてきていると考えています。

#### (6-2) 低入札案件の説明

(経理課長)「参考資料-2」により説明

### 6 抽出事案の説明

「資料6で説明」森林整備課長、販売課長、治山課長

### 7 審 議

(新井委員長)

それでは審議を始めたいとおもいますが、

今回は、総合評価落札方式の説明や、抽出方法の変更、様式の変更等があったわけですが、委員会に何を求めているのかなどでよく分からない面があるわけです。全国統一の総合評価落札方式にしたことにより、どんな視点でもって審議をするのか、抽出案件の抽出基準も機械的なものとなり、審議案件が増加してしまっている。このような評価方式や抽出基準を決めた林野庁の考え方などを聞いて、教えていただきたいと思います。審査方法の抽出件数(79件)がこれほど多くては、少ない時間で審議は、無理でございます。入札方式別、事業別、価格ランク別に落札率上位5件の抽出にした根拠や、これだけの多い抽出案件を時間内に審議できるのかどうかシミュレーションをしたのか林野庁に聞いて、次回の委員会で教えて頂きたいと思います。

(高田委員)

今まで説明して頂いた内容では、何を審議してよいか分かりません。

少なくとも、総合評価の技術点において、どの様な評価をした場合、どの様に落札における変動が起きたのかを説明をしていただきたい。

総合評価落札方式以外については、今まで通りで考えた場合、ただ入札率の高い案件だけに着目するのではなく、実質競争者数の少ない案件等を審議対象とすべきであって、ただ単に入札率が高いというだけの抽出では意味がないと思います。

(経理課長)

第一四半期で実施された総合評価落札方式により、入札額によらずに逆転した案件が1件、同額でありながら総合評価により落札が決定した案件が1件とこの2件のみ逆転等が発生した事案で説明させていただいたところです。

(整備課長)

実質競争者数については、抽出表に表示はございませんが、入札方式別発注工事一覧表に実質競争者数として掲載させていただいており、これは前回と変更はないところで

(整備課長)

全般的な時系列的な分析は室長からご説明しました。前回ご指摘いただいた静岡の1者応札が多い状況、群馬署の応札者が同じ顔ぶれで3者が別々に落札しているとの案件でございますが、静岡署の過去5年の工事实績を調査したところ工事实績がなく、棲み分けというような状況は確認できませんでした。また、同様に群馬署でも工事实績がなく、時系列的な分析、判断を出来る状況にありませんでした。

ただ、群馬署においては、本年7月の工事で同地区で同一業者が落札した案件が1件ございましたが、この1件をもって地域分けがあると判断するのは難しいと考えています。

(治山課長)

前回大井川治山センターで100パーセントの落札についてご指摘いただきましたので、過去5年にわたり調査してみたところ、平均では、94.3%となっております。前は、偶然100パーセントに近かったのではないかと考えています。

(室長)

全般の落札率については、高止まりしていないと考えていますし、工事について1者応札率が半減していることから、競争性の確保は全体としてなされていると考えています。

また、前回ご指摘頂いた工事についても、整備課長や治山課長からご説明したとおり、現時点では棲み分けなどの判断は出来ないものと考えています。

なお、現行の資料では、全体像が見にくくなっているのは、ご指摘のとおりですので、次回に向けて工夫して参りたいと考えております。

(石井委員)

林野庁で総合評価落札方式の導入を一律1千万円以上に決められたということですが、金額一律で総合評価落札方式にするというのは事務的にも事業者にも大変ですので、本当なら技術的なものを含む工事や社会的価値の高い物の工事等を中心に導入すると効率が良いと考えております。

また、抽出案件と抽出対象工事についてですが、これほど件数が多いと全てに詳しく目を通すことはできない状態になりますので、もっとシステムチックに分析できるようなものでないとアドホックな意見しか述べられないことになってしまいます。

ですので、もう少し時系列的な整理をしていただいて、論点等が浮き彫りにならないとなかなか審議しようがないと考えております。

(新井委員長)

先ほどの上越署の治山 (A061)での説明がありましたが、落札率は100%で分析グラフを見ると線形が似ています。応札者が7者もいて100%というのは変に感じますので、こういうものを調べて頂ければありがたいと思います。

同箇所の工事は、去年の指名競争で落札した業者と同じですし、落札率も上がっている様ですし、実質的な競争はないのではないのでしょうか。

(高田委員)

私としては、総合評価落札方式を導入した案件について、技術評価の違いによる落札決定者の逆転事案、実質競争者数が1者である工事についてももう少し説明して頂ければ審議できると思います。

(石井委員)

治山工事「A061」ですが、工事費内訳書の分析グラフでは全社が予定価格を越えているが、入札するときには1社だけ予定価格を下回った価格で応札しています。

同じく上越の「A067」についても工事費内訳書の分析グラフでは、全社が予定価格を上回っているが、入札時に1社だけ金額を落としている。これ以外にも、2件ほど気になる案件が、上越署と下越署に見られます。

(治山課長)

工事内訳書は、入札前に作成し提出することとなっているため、入札時点における判断で入札金額を引き下げることが、あり得ることだと考えています。また、100%に近い落札率となったのは、あくまでも入札の結果と考えています。

(整備課長)

工事内訳書は、事前に作成して入札時に提出することから、なんらかの理由により入札金額と異なることがあります。工事内訳書はあくまで参考であり、入札時に応札者の顔ぶれを見て入札金額を変更することはありえると考えています。なお、A067の案件は、工事一覧表にあるとおり実際には実質競争者数は4となっています。これは、応札額と工事費内訳書の額が一致していない結果、このようなグラフになったということです。

いずれにしても、時系列的な分析など分かりやすい資料の工夫は、室長からも相談があるかと思いますので、適切に対応していきたいと考えております。

(新井委員長)

それではもう時間になったところですので、今回は、総合落札方式の導入や資料の様式の変更等で色々と意見をださせていただきましたが、審議の中で申し上げたとおりでございますのでよろしく願いいたします。

(総務部長)

今回の各委員の意見を参考に、より良い委員会の運営のための情報提供ができるよう努力したいと思います。

(室長)

各委員の先生からご指摘のありました時系列、地域別の落札率などを整理した資料等については、今後委員の皆様と相談しながら検討して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

(以上)